

令和4年度第3回船橋市子ども・子育て会議 会議録

開催日時

令和5年2月13日(月)～2月24日(金)

(資料の送付から回答の共有まで)

開催場所

書面開催

出席委員

横山 洋子 (会長)	千葉経済大学短期大学部教授
大沼 良子 (副会長)	和洋女子大学教授
赤塚 倫子	船橋市私立幼稚園PTA連絡協議会会長
天野 洋史	千葉県民間保育振興会理事
生田 邦彦	船橋市保育協議会顧問
尾木 修介	日本青年会議所教育部会シニア
児玉 亮	千葉県市川児童相談所船橋支所長
竹園 公一朗	船橋市保育園父母会連絡会副事務局長
田中 善之	船橋市私立幼稚園連合会会長
鶴崎 桜子	ふなばしファミリーサポートセンター (育児) 協力会員
長島 由和	船橋市社会福祉協議会常務理事
中原 美恵	東洋大学名誉教授
原 綾子	船橋市PTA連合会事務局長
松崎 総一	全国私立保育園連盟組織部部長
松澤 弥生	全千葉県私立幼稚園連合会副会長
南山 聡子	市民委員
山中 広仁	船橋市民生児童委員協議会副会長
若月 梨香	市民委員
和久 貴子	船橋市小学校長会委員

次第

1. 日程

- (1) 2月13日(月) 会議資料発送
- (2) 2月13日(月)～2月17日(金) 意見・質問等受付
- (3) 2月24日(金) 意見・質問等に対する回答共有

2. 議題等

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に係る
意見聴取について

公開区分

公開

傍聴者の定員・傍聴者数

—

資料説明

資料 1-1、1-2

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に係る意見聴取について

1. 利用定員の設定について

(1) 定員の設定

教育・保育施設及び地域型保育事業においては、各施設・事業の認可時に施設規模等に応じて設定される認可定員とは別に、市が施設・事業所に対して行う給付（施設型給付費等）の単価の算定基準となる「利用定員」を、子どもの年齢や保育の必要性の有無に応じた教育・保育給付認定区分ごとに、0歳と、1歳から2歳、及び3歳から5歳の別に定めることとなります。

施設・事業の種類に応じて、設定する利用定員の数及び認定区分が異なります。

(2) 利用定員の設定に関する留意事項

利用定員については、原則として認可定員と一致させることとしつつ、地域や施設毎の状況を踏まえて、認可定員の範囲内で設定します。

(3) 利用定員の設定に関する意見聴取

新たに市が利用定員を設定する際には、子ども・子育て支援法の規定に基づき、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を伺うこととなっています。

2. 利用定員の設定案について

前回の第2回会議以降、令和5年度当初の新規認可予定の施設が追加されたことに伴い、当該施設についても令和5年4月に新たに確認を行うこととなることから、施設の利用定員の設定案について説明させていただきます。

（3ページに利用定員の設定（案）、4ページに市域における施設の位置を示すマップを掲載しています。 詳細な施設所在地については、別紙資料1-2「詳細図」によりご確認ください。）

①「まなびの森りんごのき保育園」

「株式会社 One Company」と「株式会社こどもの森」の事業譲渡契約により、平成30年3月29日に行った「株式会社 One Company」を運営主体とする「りんごのき保育園」への認可を廃止し、同施設において新たに「株式会社こどもの森」を運営主体とする「まなびの森りんごのき保育園」として認可するものとなります。

事業譲渡とは、会社法に規定されており、会社が有している事業の全部若しくは一部を切り離して第三者に譲渡する行為です。

株式会社 One Company は経営判断により株式会社こどもの森と事業譲渡契約の締結を令和5年4月1日に行い、それによりりんごのき保育園は株式会社こどもの森の管理下へ移ります。

事業譲渡は、株式譲渡と異なり包括承継ではなく、個別承継であるため、取引先との契約や従業員との労働契約は、全て個別に同意を取り付ける必要があります。改めて締結しなおす必要があることから、改めて認可保育所の認可申請を行うものです。

また、運営体制は、原則従前の体制を継続した形で4月を迎え、混乱が生じないよう努める旨報告を受けております。4月入所者へは入園説明の際に丁寧に説明を行うこととなっております。また、在園中の園児については、引き続き同施設に在籍するため、既に、在園児の保護者への説明は行われており、混乱はなく理解いただいているとのことです。

施設は、東船橋駅から歩行距離約190メートルの位置にあります。

認可定員30人に対し、利用定員は0歳が2人、1・2歳が10人、3～5歳が18人の、合計30人での設定を予定しております。

以上が利用定員の設定案となります。

参考資料1 令和5年4月1日時点の確保の進捗見込みについて

参考資料の概要

令和5年4月1日開設予定施設の利用定員設定のための参考として、今回、新規に利用定員を設定することによって令和5年4月1日時点で見込まれる教育・保育の確保数と、第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画(以下、第2期計画)の最終値とを比較しております。

1 ページ

1 ページの表ですが、直近の第2回子ども・子育て会議にてご説明しました内容に、今回、新規に利用定員を設定する施設を追加し、その増減をまとめたものです。第2回会議資料との変更箇所を赤枠で囲っています。

今回、新規で設定するのが、表の上段、赤線で囲われている部分ですが、南部区域の宮本地区にある「まなびの森りんごのき保育園」(株式会社こどもの森)です。

こちらは、現在「りんごのき保育園」(株式会社 One Company)として運営されておりますが、事業譲渡により運営主体が変わりますことから、施設名称が「まなびの森りんごのき保育園」となり、それに伴い2号定員が11人減、3号定員の1・2歳が2人増、0歳が1人減の差し引き10人減となります。

「りんごのき保育園」は40人の定員ですが、定員に対して最低必要面積と有効面積の差が少なく、新たに運営を行う株式会社こどもの森は系列園においても独自の方針のもと面積にゆとりを持った保育体制を実践しており、その方針のもと保育を行うため、定員を30人とするものです。

その他の増減は、第2回会議で説明したとおりです。

全体としては、表の最下部、1号定員は230人減（前回資料と変わらず）、2号定員52人増、3号定員は1・2歳で34人増、0歳で26人減、合計で170人減というふうになっております。

2 ページ

2ページの表は、1ページでまとめた新規の利用定員の設定により、令和5年4月1日に見込まれる教育・保育の確保数と、第2期計画の最終年度である令和6年度の量の見込み（需要の見込み）と確保方策（確保の見込み）とを比較したものです。

これにつきましても、第2回会議との変更部分は赤線で囲っており、前述したまなびの森りんごのき保育園分の利用定員の設定を考慮した数値となっております。

第2回会議で説明したとおり、【保育】については今回の新規利用定員の設定を加えても、第2期計画の最終値には届かない状況とはなっておりますが、今後の保育の受け皿確保については、第2期計画における量の見込みと確保方策に対する進捗状況だけでなく、引き続き新型コロナウイルス感染症による子育て世帯の就業状況や保育利用意向の変化等の影響を可能な限り見極めながら保育需要を検証し、方策を検討してまいります。

参考資料の説明は以上です。

質疑応答

○原 綾子 委員

資料1-1の2. 利用定員の設定案についての説明の中で、「また、運営体制は、原則従前の体制を継続した形で4月を迎え～混乱はなく理解いただいているとのことです。」とありますが、事業譲渡により、運営主体が変わるとするのは、かなり大きな変化であると思います。特に保育士の確保について不安を感じます。

恐らくこれまで従事していた保育士は労働条件もガラッと変わることから、継続して働く人は少ないのではないかと思います。子どもたちと保育士のこれまで築いてきた信頼関係、愛着関係などを思うと、在園児の保護者に混乱なく理解いただいたということへの疑問を感じます。その部分の準備と説明がきちんとして行われているのか知りたいです。また、近隣に同系列の「まなびの森保育園東船橋」がありますが、連携していく計画などはあるのでしょうか。

○子ども政策課

ご指摘の事項は譲渡先の事業者としても危惧していたところであり、慎重に対応を行っているとのことです。職員の確保については、既に譲渡先の事業者による職務面談等行われ職員必要数の9名（施設長、栄養士含む）うち新規採用は1名にとどめ、「これまで築いてきた信頼関係、愛着関係」を継続する運営体制を図っているとのことです。

また、在園児の保護者への説明も既に行われており、説明時にもその後も事業者変更に対して好意的な意見を頂いているとのことです。なお、「まなびの森保育園東船橋」との連携は、土曜日の合同保育、園庭の共同利用、また5歳児の集団交流を予定しているとのことです。

○松崎 総一 委員

40名定員から30名になる際に、事業譲渡を受ける会社は独自の方針のもと面積にゆとりを持った保育体制を実践とありますが、当然認可を受けるにあたっては30人で保育をすると受け止めて良いのでしょうか。在園児とのバランスもあると思いますが。

○子ども政策課

令和5年度新規入所希望園の受付終了後の認可申請手続きとなったため、新規入園希望児と次年度も引き続き在園する児童への影響がないよう令和5年度は認可定員を超えての入所人数が見込まれます。次年度以降適正な人数への調整を図ってまいります。

○松崎 総一 委員

事業譲渡を実施することが可能な企業が運営する保育園に対して今後事業譲渡する際の注意事項等を周知する予定はいかがでしょうか。今後も起こり得ることだと思われませんが、譲り受ける企業の方針によって利用定員が変わり在園している子ども達に保護者に不便をかけないようお願いいたします。

○子ども政策課

事業譲渡に対しての市の進め方等は事前に示すよう事業者への周知を図ってまいります。また、事業譲渡を検討している段階で予め相談を受けられるよう、スケジュール等につきま

しても事前に示してまいりたいと考えております。

○松崎 総一 委員

事業譲渡をする企業は小規模保育所も運営していると思いますが、そちらは大丈夫なんでしょうか。

○子ども政策課

譲渡元の会社は保育事業以外の運営も行っております。今回の判断は今後の経営を総合的に勘案して決めたものとのことです。小規模保育事業の安定した運営を図っていく旨報告を受けております。

○天野 洋史 委員

認可定員の考え方についての確認です。

本会議の趣旨である「利用定員への意見」については、特段ありません。ただし2号3号認可定員30人は、ここ数年で認められないケースがあったかと思います。今回基準変更なのでしょう。30人でも問題ないが、その時は個別事案として許可しなかったのか、何かしらお知らせいただければと思います。認めなかったケースが不明な場合は、お問い合わせください。

○子ども政策課

新制度が始まって暫くは多くの待機児童がおり、その解消に向け、より大きな規模の施設の開設を目指していたところ。しかしながら本件においては、既存施設における運営主体の変更により生じる認可申請のため30人での認可定員を認めたものです。定員管理に影響が生じると考えられることから、従来の見解を変えるものではなく今回限りの措置といたします。

○生田 邦彦 委員

まなびの森りんごのき保育園の件了承しました。

質問ですが、1月現在の入所状況により来年度の入所者の見込みは、このままですと、1・2歳が9人、3～5歳の見込みが19人ですので、来年度入所可能人数は、2名ですね。すでに来年度の入所見込み数が出ていると思いますが、定員管理はどうなるのでしょうか、もし認可変更後に定員のオーバーがあるとするれば、今までの見解と違い定員変更申請などで利用定員変更後の定員管理に歯止めがきかなくなるように認めてしまうことになります。今後の定員変更希望の施設へも制度上の影響があると思いますので、見解をお示しください。

○保育認定課・子ども政策課

4月入所において小規模保育施設からの連携枠も含め、0歳・1歳・3歳クラスでの受け入れを行います。

新制度が始まって暫くは多くの待機児童がおり、その解消に向け、より大きな規模の施設の開設を目指していたところ。しかしながら本件においては、既存施設における運営主体の変更により生じる認可申請のため30人での認可定員を認めたものです。定員管理に影響が生じると考えられることから、従来の見解を変えるものではなく今回限りの措置といた

します。

○南山 聡子 委員

まなびの森りんごのき保育園に関して、補足説明資料の中に、在園児は引き続き同施設に在籍するとありますが、事業譲渡により計10名の定員減となっています。現在は定員を充足していない、ということでしょうか？また、東船橋地域において10名もの欠員がある個別具体的な理由があれば教えてください。

○保育認定課・子ども政策課

現時点の在園児数は30名であり、定員を充足しておりません。これは、3～5歳児の定員が充足していないためです。

新制度が始まって暫くは多くの待機児童がおり、その解消に向け、より大きな規模の施設の開設を目指していたところです。しかしながら本件においては、既存施設における運営主体の変更により生じる認可申請のため30人での認可定員を認めたものです。定員管理に影響が生じると考えられることから、従来の見解を変えるものではなく今回限りの措置といたします。

○竹園 公一朗 委員

ヨーロッパを中心にここ10年、公共の見直しが進み、民営化したものを再公営化する動きが顕著です。日本でも地方私立大学を公立化する動きが目立ちます。今回の事案は子育ての基盤に営利企業が関わることの懸念が示された形で、民間園をいかにガバナンスするか問われているのではないのでしょうか。

○子ども政策課

保育事業はその運営母体が様々であることが認められております。その中で適正な保育を実施していただけるよう働きかけを行ってまいります。

○竹園 公一朗 委員

こうした譲渡事例は初めてでしょうか。

○子ども政策課

本市においては、初めての事例となります。

○竹園 公一朗 委員

こうした事態は市内でかなり潜在化しているのでしょうか。

○子ども政策課

事業者名を伏せた形での問い合わせ等が数件寄せられていることから、他にも検討されている可能性はあるものと考えております。

○竹園 公一朗 委員

「原則従前の体制を継続」ということですが、子どもは言うまでもなく、保育士ほかの雇用はどうなるのでしょうか。引き続き継続的にこちらに報告してください。

○子ども政策課

事業譲渡は、権利関係を継続しないため雇用契約は改めて結びなおす必要があります。既に譲渡先の事業者による職務面談等は行われております。

○竹園 公一郎 委員

株式会社 One Company はほかにも市内で事業を展開しているようですが、その事業は安心できるものでしょうか。

○子ども政策課

譲渡元の会社は保育事業以外の運営も行っております。今回の判断は今後の経営を総合的に勘案して決めたものとのことです。小規模保育事業についても安定した運営を図っていく旨報告を受けております。

○竹園 公一郎 委員

株式会社 One Company からこどもの森社に譲渡する経緯をもう少し詳しく教えてください。なにが譲渡する原因ですか。

○子ども政策課

株式会社 One Company は、保育事業の他にも多角的に事業を行っている会社であり、総合的な経営判断としてりんごのき保育園の譲渡を決めたとのことです。

○竹園 公一郎 委員

民営で保育園を増やしてきたつけがこの先、一気に顕在化する可能性があります。安心できる子育て環境の提供をよろしくお願いします。

○子ども政策課

ご意見ありがとうございます。既存施設の安定的な運営を図った働きかけを行ってまいります。

閉会

○事務局

意見・質問等への回答を共有し、追加の意見を伺っていたところですが、期日までに意見等は寄せられませんでした。

○横山会長

以上で令和4年度第3回船橋市子ども・子育て会議の審議を終了とさせていただきます。

書面開催による会議運営にご協力いただき、ありがとうございました。

急遽の開催となりましたが、委員の皆様には活発なご議論をいただき、貴重なご意見を頂戴しましたことを厚く御礼申し上げます。今後も船橋市の子ども・子育て施策について、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。